

明治30年代における小学校教員養成制度構想

—師範教育令改正作業と教員養成制度の原則をめぐる動向—

加島 大輔（文学部助教）

第1節 はじめに

(1) 本稿の視座

本稿は、明治30年代における小学校教員養成の制度構想について、1897（明治30）年制定の師範教育令の改正がこの時期に検討されていた事実を明らかにするとともに、その経緯のなかで示された方針から当時の制度が持つ特徴を明らかにするという二側面から検討を加えようとするものである。

戦前期の小学校教員養成制度は、1886（明治19）年、森有礼による師範学校令が学校数を制限するとともに、教育内容や学校設備等を統一的に整備して強い質的確保を求めようになった。そして、前述した1897年の師範教育令（勅令第346号）といういわば包括規程の公布を経て、1907（明治40）年の師範学校規程（文部省令第12号）という内容規程によって、ほぼその構造が完成したと考えられている¹。このうち、1897年にいたる過程については、1892（明治25）年7月の師範学校関連省令の一括改正によって森有礼の意図が否定されたとされる。つまりこの時点において、中学校など他の学校を含めた普通教育の中心的存在としての師範学校の位置づけは改められ、単に小学校教員養成を唯一の目的とする教員養成機関へと変化したとされるわけである²。そのような改変の延長上に位置づけるのが師範教育令であった。本稿は、この師範教育令が公布のわずか2年後から改変の動

きが起り、5年後には改正案が成文化される段階にいたる経過を明らかにしたい。

われわれは、師範学校に強い制度的規制が加えられ、教員の量的確保に役割を果たしたとはいええないものの養成の理念的中心であった事実から、教員養成の実態について師範学校を中心に捉えがちであった。近年の小学校教員養成史研究は、そうした傾向を打破し、師範学校外における多様な養成ルートを各府県の実態から明らかにするという形で進行している。そして、師範学校自体もまた、明治初年から10年代にかけては多様な展開をみせていた。たとえば、各府県は師範学校に代替する教員速成機関を設置し、さらに町村立師範学校あるいは私立師範学校が設置されるという状態も存在していたのである。明治20年代になって、一時は師範学校以外での府県や町村による独自の養成はすたれたかにみえるが、30年代に入ると教員養成所のような機関が各地に設置され始める³。この事実からすれば、森文政期以来の約10年間に教員養成機関のイメージは師範学校に固定化したわけではなく、むしろ多様なイメージが残っていたからこそ、そうした機関もまた多様に展開しえたことを想像させる。すなわち、師範学校そのものは法令によって固定されざるを得なくなっていたものの、まだそれ以外の養成の形態を構想しうる余地があったのではないかということである。そして、それは府県の学

事担当者のみならず、文部省関係者においても同様であったろう。

この時期の教員養成政策については公文書が残っておらず、本稿で扱う師範教育令改正の動向に関する史料は、当時、改正作業に中心的な役割を果たした普通学務局長の澤柳政太郎の私家文書中から発見された⁴。管見の限り、師範教育令改正動向はこれまで検討に付されておらず、新たに史料を見出したことで追うことが可能になったものである⁵。

澤柳文書には、師範教育令改正案を含む教員養成制度全般を検討したと思われる文書が多く含まれている。本稿はこの文書を中心に、教育雑誌記事等を中心に検討していくことになる。しかし一方で、澤柳文書は断片的であり、その作成時期の特定も困難なものもまた多くある。そのため、同文書の全体を生かした形で論ずることは困難であった。今回は、現時点で明らかとなる範囲の内容を検討してご批判を請う次第である。

(2) 小学校教員養成制度の原則

前述のように、多様なイメージが残された時期があったとはいえ、戦前期の小学校教員養成制度は最終的には次のような二つの原則から成り立っていたと考えることができる。本稿が教員養成制度構想について検討する以上、その意義あるいは方向性が明らかとなるよう、まずこの原則を確認しておきたい。第一点は、師範学校本科が小学校本科正教員養成の唯一の正統な機関と位置づけられていたことである。このことは、戦前期において師範学校以外の教員養成機関が勅令・法律・省

令等の中央の法令上には登場しないという消極的な理由とともに、次のような法令解釈によっても裏づけられる。すなわち、当時の法令解説書である『改正小学校法規要義』は、小学校令第四十一条の「府県免許状ヲ受クルニハ師範学校若ハ文部大臣の指定シタル学校ヲ卒業シ又ハ小学校教員ノ検定ニ合格スルコトヲ要ス」との規定を解釈し、次のように述べている。

本条に於て特に注意すべきは、師範学校若は文部大臣の指定したる学校の卒業者は検定の手続に依らずして免許状を受くるを得ると之なり。蓋し是等の学校は、小学校教員養成を目的とするか若は小学校教員に適當なる教育を施すものなるを以て、検定の必要を認めざるに依るものなり。而して現在に於ては本条に依り文部大臣の指定したる学校あるを見す。⁶

ここには、師範学校卒業者のみが「無検定」で教員免許状を得るという教員資格制度における優位性と、それを裏づける師範学校の教育課程の目的性、さらに指定学校が存在しないという事実が述べられている。また、やや時代が下るが同様の解説書である『小学校教育行政法規精義』は「師範学校の性質」とする項目において「現行制度に於ては、師範学校を以て唯一の小学校教員養成機関なりとす」と述べて、上記の解説書刊行後の変わらぬ事情を示すとともに、指定学校が存在せず、法令条文はともかくも事実上、師範学校が唯一の小学校教員養成機関であることをより明確にしている⁷。

したがって、「師範学校外」の教員養成機

関については、逸見勝亮氏が述べるように、たとえそれが教員の量的確保に対して少なからぬ役割を果たしたとしても、正統な教員養成機関はあくまで師範学校が唯一のものであったがために「現在師範制度の精神と相容れざるもの」という批判にさらされる場合もあり、さらに「師範学校内」に存在した本科以外のたとえば小学校教員講習科についても「唯一の正統な小学校本科正教員の養成機関として師範学校本科を位置づけた以上、それが正教員を養成するものであっても、たとえば講習科による養成といえどもあくまで「置クコトヲ得」（「師範教育令」第九条）る臨時的措置であった」と解釈せざるを得ない制度的な枠組みが強固に存在したのである⁸。

教員養成制度における原則の二つ目は、上記師範学校がすべて公立すなわち道府県立に限られたということである。しかも、前述の『小学校教育行政法規精義』は、「学校教員の養成及資格の検定は、国家の公務として国家機関之に当り、之を私人に委せず」と述べ、師範学校の設置と維持は道府県が主体として行っているものではなく、勅令たる師範教育令によって国から命じられていること、さらにそれを「私人」が担うことはないことを明確に述べている⁹。師範教育令を中心とする教員養成制度改正の動きが一段落し、安定した時期の解釈ではあるが、この原則は明治10年代にはすでに方向性が定まっていたと考えられている。すなわち、1880（明治13）年の教育令改正にあたってそれまで存在していた私立師範学校は事実上禁止され¹⁰、また1882（明治15）年の『文部省示諭』も残存した私

立師範学校に認可を与えないようにすべきこと、さらに当時存在していた町村立師範学校はなるべく「教員予備学校」に転用することを求めた。師範学校は私立や町村立のそれが否定されてきた経緯を持っており、そのことは教員養成の「質」を確保しようとする動きというだけでなく、佐藤秀夫氏はさらに「小学校教員はそもそも私立学校で育成されるべきでないとする、独特の「普通教育」観が存在していたこと」を指摘している¹¹。

戦前期の教員養成「制度」を見ていくと、上記二つの原則は常に厳然として存在し、なんらかの変革を行おうとする際にはこれら原則との関係が問われることになったように考えられる。とくに一つ目の原則からすれば、たとえば大正期の臨時教育会議前後から高まってきた本科第一部・第二部のいずれを師範学校の本体とするかという議論は、結局は師範学校本科内部の争いということになるうし、そもそも本科「第二部」という設置の仕方自体が、本科に触れるべからざるものと扱った結果のようにも思われるのである。こうした原則があったことは、一方においては教員養成の質を維持しようとする動きとみられるが、他方、それが縛りとなって教員の量的確保に制度が柔軟に対処することを妨げたとも考えられよう。

そして、この法制上の原則は、単に師範学校制度を縛るだけではない。師範学校以外の機関もまた常にこの原則に触れることのないように存在せねばならなかったと考えられるのである。その意味で、師範学校の「制度」を検討することは、師範学校以外の機関をも

含めた教員養成制度全体を検討する基礎的な作業であるともいえるのである。本稿は、ここで検討しようとする師範教育令改正動向について、これら原則との関係を重視してその特徴を明らかにしようとするものである。その際、本稿があくまで制度上の議論を行うことを表明するとともに、現在の教員養成史研究が地方における実態史を中心に成果が生み出されつつあることを考慮して、あえて説明を付した次第である¹²。

第2節 師範教育令改正に向けた動向

(1) 「文部省八年計画調査書」と師範教育令改正

1899（明治32）年、文部省は翌1900（明治33）年から1907（明治40）年までの8年間に行う教育政策の方針を「文部省八年計画調査書」にまとめ閣議に提出した。三原芳一氏によれば同計画は「八年間の文部省所管経費を総額八千万円とする、初等教育から高等教育や実業教育そして文部本省に至る大拡張計画のこと」であった。しかし、計画書は閣議において否決され、文部省部内の政策指針程度に扱われることになった。それにもかかわらず「その後の教育政策の展開と照合するとおおむね実現されたとみてよく、その意味で、この「調査書」は当時の教育政策の方向を決定づけた重要文書というべきものである」と評価されている¹³。

調査書の作成から閣議否決を経てなお、「調査書」の作成と並行して、この計画に盛り込まれた内容を、予算措置の可能なものもしくは不要なものから、着々と実現すべく動

いていた」様子については、三原氏の論考に詳しい。

小学校教員養成に関わってとくに重要なのは、1907年までに就学率を最低85パーセントにするという、期限付きの数値目標が設定されたことであろう。就学率上昇を実現するための方策として、八年計画調査書のうち授業料の不徴収は1900年の小学校令改正において実現し、それを裏づける教育基金設立も実現された。さらに、調査書作成当時でも、小學校正教員の不足は慢性的かつ深刻な状況であったから、就学児童が増加すれば、教員が不足することも明らかであった。調査書中には「小学校」の項目中に「教員ノ補充」の項目が立てられている。具体的に教員補充の策として挙げられたのは、(1) 師範学校教員の俸給について、明治34年度以降は国庫から半額を、明治38年度以降は同じく全額を支出するとともに、府県の負担金も減少させないことで「拡張ノ資ニ転用」すること、(2) 「師範学校ニ付設スル講習科ノ制ヲ確立シ教員速成ノ方法ヲ立テ」ること、(3) 学級編成の規則を改め、正教員の配置を節約することであった¹⁴。

この「教員ノ補充」策実施について、三原氏は次のように述べている。

「調査書」が計画していた小学校教員の補充策は、その全てが実現したわけではなかった。師範学校教員俸給の国庫補助ないし支出についてはまったく実現せず、また師範学校教員講習科の制度確立についても、文部省の具体的な政策展開はみられなかった。一八九七（明治三〇）年

一〇月九日公布の「師範教育令」第九條に、小学校教員講習科を置くことを得る規定が存在しただけであった。¹⁵

たしかに、小学校教員講習科の制度は師範教育令以降、1907年の師範学校規程まで法令上に現れることはない。しかしながら、今回の師範教育令改正の動向は、その検討開始時期そして検討内容からみて、法令や公文書には残らなかったものの、三原氏の指摘する調査書に付随して行われた政策検討の一環、なかでも「教員ノ補充」の2番目の項目を検討するものとして始まったものと推測される。

(2) 師範学校学科課程調査の開始

「文部省八年計画調査書」の議論が続く1899年6月初旬の『教育時論』誌は、「師範学校課程取調委員」が任命されて数回の会議を開いたこと、そこで検討すべき主要な問題が数点にわたって挙げられることを報じている¹⁶。同委員会の委員長は普通学務局長である澤柳政太郎であった。

議論の要点を『教育時論』誌は次のように伝えている。まず第一点目は、現行制度による簡易科は尋常小学校教員養成程度、本科は高等小学校教員養成程度であることを前提に、今後は本科を尋常小学校教員養成程度に合わせるか否かということであった。また第二点目として、小学校教員講習科について全国的に見て程度が均一でないため、その統一の方法を検討すること、さらに三点目は（高等）小学校卒業から師範学校入学まで1、2年の隔たりがあるため、「予科」を設けることを検討することであった。ここに、本科を

含む師範学校の学科程度を検討しようとする動きがみえてくる。とくに第一点目、師範学校本科を尋常小学校教員養成程度に合わせるとすれば、それは内容の低度化にほかならない。

同委員会は、さしあたって師範学校学科課程表を完成させ、同年10月24日付けで大臣宛ての報告書を提出している¹⁷。その主な内容は、先に報じられていた予科についてこれを必置とし、その場合の師範学校の学科課程を構築しようとするものであった。予科設置は学校階梯上高等小学校との1、2年の懸隔を縮小することで、師範学校生徒の確保を図ろうとするものと理解できる¹⁸。さらに、学科課程表からは予科を含めれば事実上5年間の師範学校課程が構築されようとしていることが読み取られる。学科課程表では、師範学校本科課程に外国語に代わる「英語」および「法制経済」を必修科目として配置し、この新設科目の時数増加分を中心に、予科段階に教育内容が移動している¹⁹。すなわち、予科で課される修身・国語・漢文・英語・数学・習字・図画・音楽・体操の各科目については、予科から本科課程にかけての時数全体では増加している。ただし、本科課程のみを見ると時数減になっており、実質的に本科に新内容を入れるとともに、一部を早期に予科で教育するという策であった。

(3) 高等教育会議諮問への過程と師範学校本科改変の動き

学科課程表の作成を終えた取調委員会では、さらに「教授細目」が検討課題として残

された²⁰。そしてこの課題検討のために、翌年2月、新たに師範学校学科程度調査会（以下「学科程度調査会」と略記）が設置された。これは、新設が予定される「法制経済」科を含め、修身科、教育科等、全15の師範学校の学科目について、それぞれ2～3名の委員によって組織されていた。この年12月には第五回高等教育会議へ「師範教育ニ関スル件」が諮問されるのだが、それにいたる経緯を示す文書も残されていないことから、ここでは引き続き雑誌報道に依拠して述べたい。

この学科程度調査会と前年の取調委員会との関係は、次の記事によれば後者すなわち取調委員会が「学科課程大体の調査」を行い、教授細目の検討を行うのが高等師範学校関係者で構成された前者のようである。いずれの委員長も澤柳であった。このように述べるのは、次の記事からは学科程度調査会設置の翌月には、前年の「取調委員長報告」では結局触れられなかった、師範学校本科の年限短縮が構想されていることが判明するからである。

文部省にては、曩に委員を設けて師範学校学科課程大体の調査をなさしめ、昨年末更に十五科各三名宛の委員を設け、全国各学校の連絡統一を図らん為め、教授細目の調査をなさしめつゝ、ありしは、前号に記せし如くなるが、其調査に依れば、三年の本科の下に、一年の予科を設くる筈にて、自然地方経済に関係するものもあれば、何れ来る五六月頃予算編制前迄に、改正発表に至るべしと。²²

この記事の「三年の本科」が誤植でなければ、男子部現行4か年の本科修業年限の3か年への短縮が構想されていることになる。

この「三年の本科」案が、あながち誤植でないと思わせる動きが全国師範学校長会議の意見に見られる。5月に開かれた同会議は「意見」として「(一) 師範教育の程度を一般に高くし、且つ男子部の四ヶ年を五ヶ年とし、女子部の三ヶ年を四ヶ年に改むる事」を決議しているのである²³。つまり、現行の修業年限を短縮するどころか、逆に男子部女子部ともにそれを延長してさらに程度を高めなければならぬとして、前述の記事とは逆方向の意思が示されているのである²⁴。

師範学校長会議の「意見」提出以後、約3か月のうちの新聞雑誌報道は、本科修業年限改変に関わるような改変については伝えることなく、前年の澤柳委員長から樺山大臣への報告にあるような学科目の改変を扱ったものがみられるのみである。

文部省にては、師範学校の学科に就き、一方には学科取調委員に於て調査せしめ、他方には校長会議に於て諮問するところありたるが（中略）今回の改正は、学科の高低、時間の増減及合併分離位にして、差したる変更はなき由²⁵ 該取調委員会の調査に就ては（中略）右調査の結果は、現行のものに対し、甚しき変更を加ふることなく、単に法政経済の一科を増置し、及学科細目に就きて取捨を施し、或は各学科教授時間の増減融通を加へたるにあるのみなりと。²⁶

「差したる変更はな」い、あるいは「甚だしき変更を加ふることなく行ふ等の文字が散見され、おそらくは高等師範学校関係者の占める学科程度調査会の議論はこのようなものだったのだろう。

ところが、文部省側は単純に師範学校の学科課程改正で終わらせるつもりはなかった。突如、『教育時論』誌が、9月5日付記事において教員補充のために「師範学校に向て種々計画するところあり」とそれまでとはやや異なる内容を予想させる記事を掲載している²⁷。そしてついに、その「計画」は同月25日付記事で「師範学校令改正」の検討というレベルであることが明らかとなる。いわく「文部省に於て、目下調査中なる師範学校令改正中に於ては、学科課程改正の外、更に教員養成の上に於て大に改正を施さんとなしつゝある」という。そして内容としては第一に、教員速成法としての教員講習科の拡張、第二に女子師範学校あるいは師範学校女子部の必置であるとされた²⁸。同月末、文部省高等官は箱根に会議を開き、「普通学務局より提出の師範学校令の全部（中略）改正」について「格別異論なく省議として決定に至るべき」ものであることを確認した²⁹。

(3) 第五回高等教育会議への諮問

10月、内閣は第2次山県内閣から第4次伊藤内閣へ交代し、文相も樺山から松田正久へ変わっている。しかし、上述してきたような師範教育令の改正を行うという方向性に変化はなかった。師範教育令改正作業の方向を決定づける第五回高等教育会議は、12月15日か

ら22日までの8日間にわたって開催され、その諮問案第一に「師範教育ニ関スル事項」が据えられていた。これまで報道されてきた内容からも察せられるように、11項目にわたってその後定着する教員養成制度の原則とは異質な方向の改変をもたらすような諮問がなされている³⁰。

「異質」といえる内容の筆頭が「第一、学校ノ設置ニ関スルコト」中の「三、私人ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ高等師範学校、女子高等師範学校、師範学校、女子師範学校ヲ設置スルヲ得ルコトトス」だろう。教員養成諸学校を官公立に限ること、これは戦前期教員養成制度の原則からすれば、教員の「質」確保のためには譲られない内容であるといえる³¹。さすがに実際には「私立を許すも設立するもの無かるべしとの趣旨より、全然許さざることをして原案を否決」しているが³²、文部省側が師範教育制度について相当レベルの改変計画を持ちだしてきたことは確かであった。

諮問案を受けて決議された内容には、小学校教員養成すなわち師範学校レベルに関わる問題のうち、前年以来文部省内に設置された委員会が検討してきた事項と同様のものが含まれる。それは、現行の師範教育令において「置クコトヲ得」とした「予備科」について、師範学校、女子師範学校ともに「予科」を必置としたことであった。またこの他学科目の加除は基本的な方向性としてはこれまで検討されてきた内容に合致する³³。

さらに注意しなければならないのは、高等教育会議で新たに示された改変案が4点存在することである。一つは、当時、府県の事

情、とくに財政事情によって設置がまちまちであった女子師範学校について、必ず設置するものとした。設置できない場合は文部大臣の認可で師範学校女子部に代替することとした。二つ目に、師範学校の修業年限は予科1か年、本科4か年、女子師範学校は予科1か年本科3か年とする。同年3月に報じられたような、男子について本科3か年とするような年限短縮は行っていない。男子、女子いずれも現行の年限の下に予科1か年が付加される形である。次に、現行の簡易科を「乙種別科」(2か年)とし、他に中学校または高等女学校卒業者を収容する「甲種別科」(1か年)を設置すること。そして最後に郡または市は小学校教員講習所を設置できることとしたことである。同講習所は教員免許状所持者だけでなく、「小学校ノ准教員」資格を得ようとする者に必要な講習を行う。

このように、注目すべき内容は、委員会の検討内容としてすでに報じられてきたもの以外に多く含まれている。そのうち、師範学校本科年限そのものには修正を加えなかった点など、妥協点とみられる部分もあるが、女子師範学校の必置、中学校・高等女学校卒業者を収容する後の本科第二部につながるような「乙種別科」の設置、府県レベルではない郡または市が「小学校教員講習所」の名で教員養成機関を設置できることとするなど、全般的に教員の量的確保という方向性を持ち、そのためには師範学校を府県立に限らず、さらに小学校本科正教員養成の唯一の正統な機関である師範学校という形によらざる、より低度な教員養成機関を法定するという、その後

定着していく制度の原則を突破するような内容を持っていたことは確かであった³⁴。

(4) 「小学校教員補充案」にみる教員養成観

それでは、上のような教員養成制度改革案が提出された背景にはいかなる教員養成観があるのでしょうか。断片的な澤柳文書中に「小学校教員補充案」と題された文書が残されている³⁵。これは「局長ノ御下命ニ基キ諸君ノ意見ヲ聞キ得タル所ノモノ且三十二年以来本省へ建議スル所ノ事項中本件ニ関係ヲ為セリト認ムルモノ其他愚考一二ヲ加ヘ左ニ列記」したものといい、澤柳普通学務局長の下、局内の議論等をまとめたものと考えられる。

項目は全11にのぼり、教員と徴兵令の関係、あるいは俸給、転任、賞罰等待遇の問題が中心的に述べられているが、第1項目が「女教員養成ノ事」、第11項目が「小学校教員講習科ヲ設ケシムル事」となっている。このうち「女教員養成ノ事」では、

女子教員ノ小学校ニ於ケル教授上ノ特質ハ置キ實際比較的少額ノ俸給ヲ以テ任用スルコトヲ得ルノ利益アルコトハ論ナキナリ

と、女性教員の教授力量は「置キ」、なによりも俸給が小額で済むことに利点を見出している。しかしながら師範学校の男女区分が地方庁に一任され、さらに地方当局者の更迭によって方針が一定しないことを問題としている。そのため、師範学校生徒の3分の1以上を女性とすべきとする。さらに、

小学校教員トシテ女教員ノ価値アルモノハ多クハ幼年生徒ノ教員タルニアリ□テ

比較的学力ニ欠クル所アルモ差支ヲ生ス
ルコトアルナシ

として、「便宜」女子准教員講習を開き、さら
に進んで女子正教員講習を行えば有資格者
は容易に得られるとする。

また、「小学校教員講習科ヲ設ケシムル事」
は、「講習科卒業生」は師範学校（本科）卒
業生と「同一視」はできないながら、それ
でも無資格教員に学校教育を委ねることに比
すれば「万々」であると述べ、「完全ナル教員」
補充までの過渡的政策として行うべきとす
る。

高等教育会議で決議された内容は、ほぼそ
のまま師範教育令改正案に反映されていくこ
とになるが、その背景では女性教員の「幼
年生徒」に対する教授上の能力を評価しつ
つ、一方では俸給を抑えるという財政的な事
情をクリアした教員供給が行えることを重視
していた。さらに小学校教員講習科構想は、
無資格者よりは良いという消極的理由を含
みながらも教員補充を優先するというもので
あった³⁶。

第3節 師範教育令改正案の成文化と 頓挫

(1) 師範教育令改正案の成文化

改正案成文化に至るまでのあいだ、高等教
育会議翌年の1901（明治34）年6月、第1次
桂内閣が成立するとともに文相は松田正久か
ら菊池大麓へ交代する。師範教育令改正の中
心人物である澤柳普通学務局長は、更迭の
兆しありとの話もあった模様だが、ここでも
大臣交代に関わらず留任する³⁷。同月下旬に

は地方視学官会議が開かれ、「参考として一
覧せしめたるに何れも異論なかりし由にて勅
令を以て公布する筈」と、その場で改正内容
が提示された³⁸。さらに下って10月には菊池
文相、岡田総務長官、上田澤柳両局長、寺田
勅参書記官参事官らによる「文部省高等官会
議」が「師範学校令の改正に関わ」って開催
され、「尚二三回を重ねて纏めた上は勅令及
び省令を以て同令の改正を發表」する予定だ
と報じられている³⁹。このように、いかなる
議論が重ねられたかは定かでないものの、地
方視学官会議、省内の高等官会議と師範教育
令改正の動きは着実に進行していたものとみ
られる。

そして、師範教育令改正案は翌1902（明治
35）年2月に至って成文化されたと推測され
る。師範学校学科課程取調委員が調査を開始
して以来、足掛け4年の歳月を経ていた。こ
の改正案については、一部の条文について記
したものを含めて澤柳文書中に4種が確認さ
れる。師範教育令改正案の意図・特徴につ
いて明らかにする前に、まずはこれら改正案の
異同について検討しておこう。4種に便宜上、
次のようにA. からD. の記号を付しておく。

- A. 「〔第八条、第十三条、第十七条〕」墨書、
文部省罫紙（製 12-29-2）
- B. 「勅令案〔師範教育令〕」墨書、文部
省罫紙（製 12-29-3）
- C. 「師範教育令改正案」、活版（製 12-30）
- D. 「秘 師範教育令改正案」、蒟蒻版、文
部省罫紙（追加Ⅱ -63）

このうち、D. 案については目的規程、入学
資格等についてB. やC. とは異なるもので

ある。とくに、高等師範学校また師範学校の入学資格が中学校卒業程度に設定され、高等小学校との連続性がみられないなど、本稿がここまで見てきた議論からはかけ離れており、学制改革論や義務教育年限延長等との関係が想起されるため、ひとまずここでは検討対象から外しておく⁴⁰。また、A. 案は目録の表題からもわかるように、一部の条文について記述したものであり、おそらく意見として付されたものと思われる。

B. 案、C. 案は同内容の条文が多く、一部条文の表現が異なるほか、教科用図書に関する規程の有無に違いがあるのみで、ほぼ同一のものともみてよい。前者は文部省罫紙に「勅令案」と記され、閣議上程を前提とするまで議論が進んでいたらしく、文部大臣発内閣総理大臣宛ての「請議案」、文部大臣発内務大臣宛て「協議案」が付されている。一方、C. 案は活字に起こされており、表紙に「中川視学官」と墨書されている。B. 案が「請議案」を含んでおり最終段階に近いと思われること、C. 案は活版ではあるが省内の意見集約のためとも推察されるため、ここでは一応B. 案を中心的な案としてみておこう。

(2) 師範教育令改正案の内容

B. 案による師範教育令改正案は、全19条から構成されている。基本的には、第五回高等教育会議で決議された内容を踏襲したものであるが、これを師範学校・女子師範学校を中心に施行済の師範教育令と比較してまとめておきたい。まず、その第一条には高等師範学校の目的として女子師範学校教員養成を、

女子高等師範学校の目的として師範学校教員養成が追加されており、師範学校教員の確保を図ろうとする意図がよみとられる。さらに、教員養成機関として「女子師範学校」を新たに追加している。また、「順良信愛威重」の「三徳性」は削除され、師範学校令以来、「気質」から「徳性」へと改められた内容は法文上から消えようとしていたのである。第二条には「北海道及府県ニ於テハ師範学校及女子師範学校ヲ設置スヘシ」と女子師範学校の設置を義務づけており、前条に女子師範学校が他の三校と並んで入れられたことと合わせて、教員養成機関として設置すべきものと明確に位置づけられていた。

注目すべき点は、第六条において現行の本科修業年限に変更を加えない（男子4年、女子3年）ものの、「予科」1か年を追加したことである。予科を置かない場合には文部大臣の認可を必要とし、基本的には予科を設置するものとした。第七条では、予科を基本的に設置する立場から、入学資格を「予科」についてのみ規定している。現行規程で男子16歳以上20歳未満、女子15歳以上20歳未満としていた年齢によって要件を定める方法は撤廃され、師範学校予科については「体格中等以上ニシテ修業年限四箇年以上ノ高等小学校卒業ノ程度ニ依リ行フ入学試験ニ合格シタル者」と、4年制高等小学校卒業程度であることが明記された。これは、4年制高等小学校卒業時に14歳になることを考えれば、事実上男子本科入学年齢は引き下げであった。さらに、予科は設置することを基本としたから、予科を含めれば男子2歳、女子1歳の入学年

齢引き下げとなる。

さらに、第八条で師範学校に新たに「別科」を置くことができるとした。第五回高等教育会議の決議からすれば、これは中学校、高等女学校卒業者に教員養成教育を施すものであり、後の本科第二部につながるものといえる⁴¹。さらに第十四条には「郡、市又ハ北海道ノ区ハ地方長官ノ認可ヲ受ケ小学校ノ准教員ヲ養成シ又ハ小学校教員ノ学力ヲ温習スル為小学校教員講習所ヲ設置スルコトヲ得」と、法令上初めて師範学校外の教員養成機関を明記し、さらに「温習」だけではない「養成」を行うことで、別科とともに教員養成の拡大をめざす方向性を明確にしている。

以上のように、師範教育令改正案は、師範学校が涵養すべき「徳性」を削除し、女子師範学校の設置、別科や小学校教員講習所の新設等、小学校教員の量的確保をめざす方向性から構築されたものであったと考えられる。それは「文部省八年計画調査書」で基本的課題とされた就学率上昇と義務教育年限延長という、明らかに教員を充足しなければ実現不可能な政策を支えるための改正案だったと考えてもよいだろう。

(3) 師範教育令改正案に対する文部省内の意見と改正作業の頓挫

師範教育令改正案が、基本的に教員の量的確保の方向性を持っていたのに対して、修業年限については据え置かれ、予科を必置として入学年齢および卒業年齢の引き下げを図るという形がとられようとしていた。B. 案には野尻精一視学官および渡部董之介図書課長

の意見が付されているが、いずれもこの修業年限に対するものであった。

野尻視学官の意見は、

- 一、予科ハ男女師範学校共ニ置カザルコト
- 一、修業年限ハ男子師範学校ハ現行ノ通トシ女子師範学校ハ現行ニ比シ更ニ一箇年ヲ延長スルコト、即男女共ニ四学年トナスコト⁴²

であり、渡部図書課長の意見は、

- 一、師範学校ノ予科ハ必ス置クコト
- 一、男子師範学校ノ修業年限ハ女子師範学校ト均シク三年トスルコト⁴³

としている。渡部が自身の修正意見について「視学官意見ト同一ナル見込」と述べているが、渡部は4年制高等小学校から接続するように主張しているのに対し、野尻が小学校との接続をいかに考えたかは明らかではない。ただ、両者とも年限的には予科も含めて4年となるようにするというものであった。特に渡部はフランスの例を引き、

仏国ニ比スレハ我邦ノ小学校教員学力ノ資格ハ頗ル高キニ失セルノ感アリ此際師範学校ノ修業年限ヲ予科トモ五年トスルカ如キハ我国情ニ適セサル不当ノ改革ナリト信ス

と、教員の需給関係が釣り合っていないことと義務教育の程度からして、日本の小学校教員の学力の程度が「高キニ失」すると、かなり強い口調で修正意見を述べている。つまり、渡部の場合は小学校教員を師範学校卒業者ではなく教員免許状所持者をもって本体とするようにも述べており、諸外国の例と需給

バランスを考慮し、全体として師範学校の養成レベルを下げるよう要求したものと考えられる。

ここに至って、師範教育令改正に関する文書・報道ともにその先の経過を示すものは見当たらない。師範教育令改正の動向は頓挫したとみられる⁴⁴。後に報じられるように「未だ普通教育義務年限の決定せられざる今日、右の改正に着手する能はざるより今猶ほ延期せられ居る次第」⁴⁵との理由によるものか、はたまた「改正案を草せしも、内閣更迭の爲め之を発表するの機会を失して、今に到れるもの」⁴⁶なのか、残念ながらここで明らかにすることはできない。だが、師範学校長が修業年限の延長を決議し、一方で修業年限短縮を求める文部省内の動きのなかで、その対立点の解消には至らなかったことは確かだろう。

第4節 おわりに―師範教育令改正動向の位置づけ

本稿が追ってきた師範教育令改正動向は、教員養成制度構想として教員養成史上にどのように位置づけられるであろうか。まず、全体として「文部省八年計画調査書」に明記された義務教育就学率の数値目標達成の前提としての、教員養成あるいは師範教育拡大の制度構想だったと推測されるということである。その際、第1節に記したような戦前期教員養成制度の原則として定着していく内容について、それを墨守するような姿勢をこの時期に見ることはできない。むしろ、教員の量的確保のためには教員養成を「私人」に委ね

たり、小学校教員講習科という低度な養成機関を法令に盛り込んだりすることも厭わない姿勢がみられたのである⁴⁷。その一方で、師範学校の修業年限をめぐる文部省と師範学校関係者のあいだには対立点が存在した。師範教育令改正案は、修業年限を変更することなく、予科を用いて高等小学校と連絡させ、同時に入学・卒業年齢を下げて、尋常小学校も含めて全体的に見れば修業年限の短縮を行ったといえる。師範学校本科自体には触れず、しかし一教員が輩出されるまでの年数を短くした点では妥協点とみられなくもない。しかし、師範学校関係者からすれば、少なくとも現行の修業年限は守られ、設置を基本とした予科を含めれば修業年限の延長と考えることも可能であったと思われる。一方、文部省関係者の一部には、現行の修業年限自体を長いもの、すなわち師範学校における教員養成の程度が高すぎると考える者もあり、両者の懸隔には大きいものがあつた。

師範学校本科をめぐる対立は、この時期に始まったことではなかった。明治20年代後半、井上毅は文相として師範学校本科を簡易科と同等とするような改革を志向していたが、高嶺秀夫を始めとする師範学校関係者の反対によって挫折している⁴⁸。また、1897年の師範教育令の内容を検討する過程においても、尋常小学校教員の不足を理由とし、本科年限を短縮するような案が提出され、それもまた師範学校関係者への諮問の段階で反対にあい、簡易科や講習科を充実させる方向でまとまっていた⁴⁹。その際、師範教育令の改正内容について理由を示したと思われる文書が澤柳文

書中に残されており、文部省内ではすでに、尋常師範学校ハ小学校ノ為メニ設置スルモノナレハ小学校ハ主ニシテ師範学校ハ従ナリ師範学校ニシテ小学校教員ヲ養成スルノ目的ニ副フ能ハサルコト明ナルトキハ之ヲ改正スルコト国家ノ責務ニシテ実ニ刻下ノ急務ニ属ス

と注目すべき見解が示されている⁵⁰。すなわち、師範学校を国家の教員養成のスタンダードを示す象徴として配するのか、あるいは程度を下げてでも実質的な教員供給のための機関とするのかという問題は、この時期を通じて絶えず対立しつづけたことは確認できよう。師範教育令改正動向は、こうした対立の中で頓挫していったと現在確認できる史料からは推測される。本稿は、主として改正動向を追ってきたため、その背景にある思想については十分に深めることができなかつた。今後はそうした教員養成をめぐる思想的側面からの検討を加え、さらにこの時期の教員養成をめぐる動向を明らかにすることを課題としたい。

1 「師範学校規程は、従来の師範学校諸規程を総括するとともに、師範学校制度をいちだんと整備したものであり、一九四三年に戦時師範教育体制の実施されるまで基本規定としての役割をはたしたものである」とされる（中内敏夫・川合章編『日本の教師6 教員養成の歴史と構造』明治図書、1974年、160ページ（山田昇執筆））。

2 『日本近代教育百年史4 学校教育（2）』第四編第四章（佐藤秀夫執筆）、726、730ページ。また、杉森知也

氏は、師範学校の入学年齢、教育費投入額、職員の官位と俸給を尋常中学校と比較するとともに、1892年の師範学校関連省令一括改正後のカリキュラムの変化から、師範学校自体が、森文政期の師範学校のあり方に対する批判とともに、師範学校存廃論の中でその独自性を強調しようとする過程において、小学校教育に近接することによって教育レベルの低下をもたらしたと指摘している。（『師範学校の学校制度体系における地位の転換－1890年代における師範学校の変動』『教育学雑誌』第30号、日本大学教育学会、1996年）。

3 筆者は教育史学会において「明治後期における小学校教員養成と教員養成所」（教育史学会第50回大会、2006年）と題した発表を行った。教員養成所の問題は師範教育令改正動向とも関わった展開を見せており、これについては別稿を期したい。

4 澤柳政太郎私家文書（成城学園教育研究所蔵）。以下、澤柳文書と略称する。

5 同上文書については、成城学園教育研究所編『成城学園教育研究所研究年報 別巻 澤柳政太郎私家文書目録』（2002年）が発行されている。以下、澤柳文書の文書名、番号等は同日録による。また、同日録所収の解題で北村和夫氏が「『秘師範教育令改正案』<0239>、「師範教育令改正案」<0228>などによると、明治35年前後に「順良・信愛・威重」の三徳性を削除した形での師範教育令の改正作業が進行していたこと、「中等教員補充方案」<0237>では明治36年度に京都に第三高等師範学校を設置する構想があったことがそれぞれ分かるなど、興味深い史料が多い」と述べている（北村和夫・小国喜弘「澤柳政太郎私家文書解題」、同日録所収）。

6 渋谷徳三郎（文部省普通学務局員）編纂『改正小学校法規要義』1907年、46ページ。句読点は引用者において適宜補った。

7 船越源一（文部省教育調査部）『小学校教育行政法規精義』東洋図書、1935年、676ページ。さらに同書は、小学校教員（幼稚園保姆）講習科について、教員たるに必要な「学力を修得せしむるに止まるものなるを以て、厳格なる意味に於て、教員又は保姆の養成を目的とする学科なりと謂ふことを得ざるなり」（679ページ）と述べているから、ここでいう「師範学校」とは師範

学校本科を指していると考えられる。

8 逸見勝亮「師範学校における「第二部」制度設置の歴史的意義について」『教育史論考』北海道大学教育学部教育史比較教育研究室、1972年、23および25ページ。

9 前掲船越書、675ページ。

10 『日本近代教育百年史3 学校教育(1)』第三編第四章(佐藤秀夫執筆)、1322~1323ページ。

11 同上、1323ページ。

12 小学校教員検定や教育会による教員養成事業を中心に成果を発表し続けておられる笠間賢二氏は、1930年代に至っても師範学校卒業者が小学校教員免許状取得者の3割を占めるに過ぎなかった事実を指摘されたうえで、「3割強に過ぎない部分に焦点をあてた師範教育史研究の成果をもってあたかも教員養成の全体であるかのようにとらえてしまったり、逆に7割弱の部分についての検討吟味を踏まえることなく小学校教員の力量や性行を総括してその責めを師範学校の教育に帰してしまうことが、少なからずあったように思われる」と先行研究の問題点を指摘しておられる(笠間賢二「小学校教員検定に関する基礎的研究-宮城県を事例として」『宮城教育大学紀要』第40号、2005年、229ページ)。本稿は、同氏の問題意識に賛同するとともに、今後は師範学校外の教員養成が、法令上の原則、いいかえれば師範学校との緊張関係において存在したことをも重視して研究を進めていかねばならないとの意を強くしている。

13 以上、三原芳一「文部省八年計画調査書」に関する一考察『花園大学文学部研究紀要』34、2002年、21ページ。

14 「文部省八年計画調査書」外務省外交資料館蔵、分類番号3-10-2-14。

15 前掲三原論考、41ページ。

16 「内外雑纂 師範学校課程取調問題」『教育時論』第509号、1899年6月5日、17~18ページ。

17 「師範学科取調委員長報告ノ件」(澤柳文書、製12-26-1)、「上申書」(同、製12-26-2)、「師範学校学科課程表」(同、製12-26-3)。

18 同上「師範学科取調委員長報告ノ件」では「師範学校ニ於テ生徒ヲ得ル上ニ頗ル不便ヲ感スル次第有

之候」と述べ、さらに中学校第3学年修了者を本科第1学年に收容する案を提示している。そのために、予科は学資支給を減額するとともに、通学生を認めようとするものであった。

19 澤柳らは、各地方の師範学校における学科目加設の状況について把握を行っていた(「師範学校加設学科目調査表 明治三十三年」澤柳文書、製10-24)。

20 前掲「上申書」では、「各学科ノ程度及教授要旨等取調ヲ了シ候上ハ引続き教授細目取調ニ着手致度候ニ付別紙学科程度モ先以御裁定ヲ相仰候也」と「学科程度」の調査は終了したことになっている。

21 教育科に大瀬甚太郎、歴史科に三宅米吉等、高等師範学校関係者が中心であった。

22 「内外雑纂 師範学校学科課程改正」『教育時論』第537号、1900年3月15日、19ページ。

23 「内外雑纂 師範学校長会議の結果」『教育時論』第545号、1900年6月5日、16ページ。

24 このときの諮問は師範学校学科目のうち「廃止すべきもの」「増加すべきもの」という二者であり、廃止すべきものについて意見はなく、逆に法制経済科を設置すべきとの議論があったという。『教育時論』誌は澤柳談として「学科の加除は世人の伝ふる如く決議せしものにあらず」と伝えている(「内外雑纂 師範学校の法制経済科」『教育時論』同上号)。

25 「内外雑纂 師範学校の学科課定(ママ)について」『教育時論』第546号、1900年6月15日、17ページ。

26 「内外雑纂 師範学校学科課程」『教育時論』第551号、1900年8月5日、20ページ。

27 「内外雑纂 改正小学校令と小学教員」『教育時論』第554号、1900年9月5日、20ページ。

28 以上、「内外雑纂 女子師範学校の設置」『教育時論』第556号、1900年9月25日、15~16ページ。

29 「文部省高等官箱根会議」『東京朝日新聞』1900年10月8日付朝刊。

30 以下本項中の高等教育会議諮問案については、「秘第五回高等教育会議諮問案第一 師範教育ニ関スル事項」(澤柳文書、製10-19-1、活版)および「諮問案第一 師範教育ニ関スル事項」(澤柳文書、製10-36、菊弱版)による。また実際に決議された内容については、高等

教育会議決議録（北海道大学附属図書館佐藤昌介文庫蔵）を参照。

31 前節に記した教員養成制度の「原則」では、師範学校が府県立に限られたと記したが、ここでは高等師範学校を含めて教員養成諸学校が官公立に限られたと記す。

32 「時事彙報 高等教育会議々事及其の結果」『教育時論』第566号、1901年1月5日、59ページ。

33 学科目について具体的には、師範学校本科の学科目から「漢文及習字」を削って国語の中で教授する。「物理化学博物」を「理科」とする。以上は学科目の削減であるが、別に「法制経済」を新たに加える。また、外国語、農業、商業、手工から1科目以上を加えることとしていた制を廃し、英語を加えて随意科目とする。女子師範学校では「漢文」を削り、「習字」は国語の中で教授する。その一方で「法制」を加える。また、「家事」を分割して「家事」「裁縫」とする、という内容であった。

34 新たに提示された内容として、文部大臣が定めるとしていた師範学校と女子師範学校の教科書は、検定を受けたものについては学校長が定めること、女子師範学校に高等女学校を附設できることとすること、師範学校、女子師範学校の教員配置を5学級以下の学校については1学級2人以上とし、それに1学級を加えるごとに1.5人以上の割合で増加させるという教員定数を設定すること、男子の自修室と寝室は兼用を可能にすることが含まれていた。

35 以下本項中の引用は「小学校教員補充案」（澤柳文書、追2-139-1）による（□は判読不能文字）。第11項目は、冒頭に列挙された項目名では「小学校教員ノ補習科ヲ設クル事」となっている。

36 澤柳らは、小学校教員講習科のうち「温習的」なものではない「予備的」なもの、すなわち現職者への講習ではない新規に教員資格を得ようとする者のための講習が、全国的に広がりを見せていることを把握していた模様である（「師範学校講習科ノ種類及其生徒数調査表」澤柳文書、製10-25）。

37 「澤柳普通局長は、既に数代の大臣に閥歴し、殊に菊池大臣とは同じ大学派なるも、菊池氏は日頃同局長に快からず、且つ省内に於てもあまり評判宜しからざ

れば、菊池文相は某氏に向つて其の意向をほのめかしたるほど」との報道がある（「時事彙報 文部の更迭談」『教育時論』第582号、34～35ページ）。

38 6月下旬開催との報道は「時事彙報 府県視学官の召集」（『教育時論』第583号、1901年6月25日、35ページ）による。「師範学校令改正案」『東京朝日新聞』1901年7月15日付。

39 「文部省高等官会議」『読売新聞』1901年10月9日付。

40 同案は、高等師範学校・女子高等師範学校の目的規程に師範学校等の教員養成だけでなく「教育ノ方法ヲ研究スル」ことを含めたり、あるいは同校研究科の入学資格の第一に帝国大学卒業生を挙げたりしている点が注目される。

41 ただ、それが本科の一部ではなく「別科」とされたところに、当時の高等小学校からつながる本科の位置づけの強さがあったと考えられる。

42 「勅令案〔師範教育令〕」（澤柳文書、製12-29-3）。

43 「図書課長意見書」（澤柳文書、製12-29-4）。

44 第八回高等教育会議（1903（明治36）年11月）における建議案第三は「師範学校ニ関スル現行諸規程ヲ速ニ改正発布アランコトヲ望ム」と題し、「当局者モ既ニ茲ニ見ル所アリ第五回高等教育会議ニ改正ノ要項ヲ諮問セラレタルコトアルニモ拘ラス嗣後数年ヲ経過シタル今日尚発布ノ期ニ至ラス府県ニ在リテハ諸般ノ施設上不便ヲ感スルコト少ナカラス」と、第五回高等教育会議における諮問事項が実現していないことを指摘している（前掲『日本近代教育百年史4 学校教育（2）』第五編第四章（山田昇執筆）、1412ページ。また、澤柳文書中に同建議案が残されている（澤柳文書、製10-61））。

45 「時事彙報 師範学校令改正」『教育時論』第767号、1906（明治39）年8月5日、35ページ。

46 「時事彙報 師範学校令」『教育時論』第784号、1907年1月25日、37～38ページ。

47 本文中に引用したように、私立の師範学校は少なくとも伝えられるところでは許されざるものとして積極的に否定されたのではなく、「許すも設立するもの無かるべしとの趣旨」によって否定されたのである。

48 詳しくは、海後宗臣編『井上毅の教育政策』「第五

章 教員養成および教員」(山田昇執筆)等を参照されたい。

49 この点については、山田昇氏が谷本富の記述から明らかにしている(前掲『日本近代教育百年史4 学校

教育(2)』第五編第四章、1406ページ)。

50 「秘 師範学校諸規則改正理由書」(澤柳文書、製11-5)。同理由書には上記注49と同様の改変案が示されている。